

ブラッシュアップ判例・裁決例

第17回

取引相場のない株式の時価
—タキゲン事件最高裁判決—

第1審：東京地裁平24（行ウ）第185、平29・8・30判決（TAINS:Z888-2119）
 控訴審：東京高裁平29（行コ）第283、平30・7・19判決（TAINS:Z888-2198）
 上告審：最高裁三小平30（行ヒ）第422、令2・3・24判決（LEX/DB25570798）

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

Brush up Point

本件では、取引相場のない株式の譲渡につき、その議決権割合の判定時期と時価はいくらとなるかが争点となっている。最高裁は控訴審判決を取り消し納税者敗訴としたが、そのポイントは、次のとおりである。

- (1) 株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではない。譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される。
- (2) 譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の定めをそのまま用いることはできない。
- (3) 原審は、本件株式の譲受人であるB社が評価通達188の(3)の少数株主に該当することを理由として、本件株式につき配当還元方式により算定した額が本件株式譲渡の時における価額であるとしたものであり、この原審の判断には、所得税法59条1項の解釈適用を誤った違法がある。

I 事実の概要*

A社（資本金4億6000万円、平成19年1月期の売上金額は約236億5000万円、平成19年1月現在の従業員数は449人。評価通達178に規定する「大会社」）の代表取締役であった被相続人庚（以下、「庚」という）は、自身の有していたA社株式（取引相場のない株式）のうち72万5000株を、平成19年8月1日、B社に対して譲渡した。B社は、既存のA社の持株会を補完するものとしてA社の役員や従業員の福利厚生を目的に設立された有限会社で、基本的にB社は、庚とは独立した第三者である。

その後、庚は同年12月に死亡したが、庚の相続人であり相続により庚の平成19年分の所得税の納付義務を承継した原告らは、本件株

式譲渡に係る譲渡所得の収入金額を譲渡対価と同じ金額（配当還元方式により算定した価額に相当する金額で1株あたり75円）として庚の所得税の申告をしたところ、所轄税務署長により、本件株式譲渡の譲渡対価はその時における本件株式の価額（類似業種比準方式により算定した価額で1株あたり2990円としたが、東京国税局長は原告らの異議申立てに対し、類似業種の選定に誤りがあり、その価額を1株あたり2505円とした。）の2分の1に満たないから、本件株式譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるとして、各原告に対し、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をなした。これを不服とした原告らは、所定の手続を経て本訴に及んだ。

なお、A社の株主構成は、次のとおりである。

*1 筆者は、本件につき、すでに本誌にて、控訴審判決を批判した論文を発表している。本件事実の概要是、拙稿「取引相場のない株式の評価」（『税理』ぎょうせい2019年2月1日号 22~30頁）からの転用である。

ア 本件株式譲渡前（平成19年7月31日以前）

(ア) 庚	146万0700株 (15.88%)	同族グループ (22.79%)
(イ) 庚の親族合計	63万5820株 (6.91%)	
(ウ) 有限会社C社	222万4400株 (24.18%)	
(エ) A社経営研究会持株会	221万0730株 (24.03%)	
(オ) A社従業員持株会	231万5150株 (25.16%)	
(カ) その他の個人株主合計	35万3200株 (3.84%)	

イ 本件株式譲渡後（平成19年8月1日以後）

(ア) 庚	73万5700株 (8.00%)	同族グループ (14.9%)
(イ) 庚の親族合計	63万5820株 (6.91%)	
(ウ) B社	72万5000株 (7.88%)	
(エ) C社	222万4400株 (24.18%)	
(オ) 研究会持株会	221万0730株 (24.03%)	
(カ) 従業員持株会	231万5150株 (25.16%)	
(キ) その他の個人株主合計	35万3200株 (3.84%)	

II 主たる争点と当事者の主張

本件の主たる争点は、本件株式の譲渡が所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるか否かであるが、より具体的には、本件株式の譲渡の時における株式の価額について、税務当局は評価通達に定める類似業種比準方式により評価すべきであると主張したのに対し、納税者はこれを争って、①所得税基本通達59-6の(1)の条件下における評価通達188の議決権割合の判定方法、②本件株式譲渡における譲渡代金額をもって時価といえるか否かが争点となった。

税務当局は、所得税基本通達59-6の(1)は、取引相場のない株式について、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権割合により、評価通達188の定めに基づき当該株式が「同族株主以外の株主等が取得した株式」に当たるか否かを判断すべきことを定めたものであると主張する。そこで、本件株式譲渡の直前ににおいて、自己及びその同族関係者の有する

A社の議決権の合計数が、同社の議決権総数の30%以上である株主（同族株主）はないから、本件株式は、評価通達188の(1)及び(2)の株式に該当しない。また、本件株式譲渡の直前において、庚及びその同族関係者は、A社の議決権総数の15%以上（22.79%）の議決権を有し、かつ、庚個人も、A社の議決権総数の5%以上（15.88%）の議決権を有していたから、本件株式は、評価通達188の(3)及び(4)の株式にも該当しない。したがって、本件株式は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当しないから、評価通達178本文、179の(1)により、原則的評価方法である類似業種比準方式により評価すべきことになると主張した。

これに対し納税者は、次のとおり主張した。所得税基本通達59-6は、取引相場のない株式の価額につき、一定の条件の下で評価通達の例により算定すべきものと定め、その条件としての(1)は、評価通達188の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡

した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定すると規定している。他方で、同様の条件は評価通達188の(2)～(4)については規定されていない。そうすると、評価通達188の(3)のうち、「同族株主のいない会社」であるかどうかの判定（会社区分の判定）は、所得税基本通達59-6の(1)により株式譲渡直前の議決権の数により行うことになるとしても、「課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」に該当するかどうか

の判定（株主区分の判定）は、その文言どおり、株式の取得者の取得後の議決権割合により行うのが相当であり、本件の場合、配当還元方式により評価することが合理的である。

III 判決の要旨

本件の特徴は、第1審は納税者敗訴であったが、控訴審では逆転して納税者が勝訴し、上告審では再び納税者敗訴となった点にある。筆者は、控訴審判決の際に、控訴審を批判したが、第1審から上告審の判決を対比して記載すると、次のとおりである。

第1審（納税者敗訴）	控訴審判決（納税者勝訴）	最高裁判決（納税者敗訴）
<p>争点①について</p> <p>○読み替え規定の必要性 「相続税や贈与税が、相続や贈与による財産の移転があつた場合にその財産の価額を課税価格としてその財産を取得した者に課される税であるのに対し、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益（キャピタル・ゲイン）を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算してその譲渡人である元の所有者に課税する趣旨のものと解される…そのような課税の趣旨からすれば、譲渡所得の基因となる資産についての低額譲渡の判定をする場合の計算の基礎となる当該資産の価額は、当該資産を譲渡した後の譲受人にとっての価値ではなく、その譲渡直前において元の所有者が所有している状態における当該所有者（譲渡人）にとっての価値により評価するのが相当であるから、</p>	<p>争点①について</p> <p>○読み替え規定の必要性 「株式取得後の議決権割合で判定する旨を定めていることが文理上明らかな評価通達188の(2)から(4)までについてまで、明文の定めもなく、上記譲渡所得課税の趣旨によって読み替えることは、所得税基本通達59-6の(1)があっても無理があるといわなければならない（なお、株式が分割して取引の対象となるという特性を有するものであることには鑑みると、会社支配権を有する多数の株式を保有する譲渡人が経営への影響力を廃する形で株式を分割して譲渡すること自体に問題があるということはできず、そのような分割譲渡について殊更に租税回避の意図を見出してもこれを実質的に否認するような解釈を探ることは、私的自治の観点からも疑問があるものといわざるを得ない。）。そうすると、評価通達188の(2)から(4)までについては、上記の自由</p>	<p>最高裁は、原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるとして、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れず、本件株式譲渡の時における本件株式の価額等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻した。</p> <p>争点①の読み替え規定の必要性については、2人の裁判官の補足意見（後述）で明らかとしている。</p> <p>争点②の本件株式の譲渡価額については、次のとおり判示した。</p> <p>「本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、前記の譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される。</p> <p>そうすると、譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則り、その差異に応じた取扱いがされるべきである。</p> <p>所得税基本通達59-6は、取引相場の</p>

評価通達188(1)から(4)の定めを取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算上当該株式のその譲渡の時における価額の算定に適用する場合には、各定め中『（株主）取得した株式』とあるのを『（株主）有していた株式で譲渡に供されたもの』と読み替えるのが相当であり、また、各定め中のそれぞれの議決権の数も当該株式の譲渡直前の議決権の数によることが相当であると解される。

所得税基本通達59-6の(1)が、評価通達188の(1)に定める『同族株主』に該当するかどうかは、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定めているのは、上記の趣旨を『同族株主』の判定について確認的に規定したものであり、上記の読み替え等をした上で評価通達188の(1)～(4)の定めを適用すべきであることを当然の前提とするものと解されるから、この規定もまた一般的な合理性を有すると認められる。」

○資産価値の意味

「譲渡人が所有している状態における株式が、一定の議決権割合を占め事業経営への影響力のあるもの（支配力を有するもの）であったのであれば、譲渡人としてはその支配力をも加味した価値のある株式を有していたというべきであり、現に成立した取引において、譲渡人がその有する株式のうちの少数のみを分割して譲受人に譲渡し、譲受人が取得する株式が事業経営への影響力のない株式（少数株式）になったとしても、それは、譲渡人があえて経営への

な取引において成立すると認められる価額について、譲渡人と譲受人の双方の会社支配の程度を考慮して規定された合理的な内容を有するものとして、これを読み替える明文の規定がない場合には、『同族株主のいない会社』の部分を除き、そのまま譲渡所得課税にも適用するのが相当である」

「本件においては、本件株式が評価通達188の(3)の株式に該当するかどうかが争われているところ、上記のとおり、所得税基本通達59-6の(1)が、評価通達188の(1)に定める『同族株主』に該当するかどうかは、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定めているところ、この定めは、上記のとおり、譲渡所得に対する課税と相続税等との性質の差異に応じた取扱いをすることし、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことをいう趣旨のものということができる。

ところが、原審は、本件株式の譲受人であるB社が評価通達188の(3)の少数株主に該当することを理由として、本件株式につき配当還元方式により算定した額が本件株式譲渡の時における価額であるとしたものであり、この原審の判断には、所得税法59条1項の解釈適用を誤った違法がある。」

＜読み替え規定の必要性＞

○宇賀克也裁判官の補足意見
「通達は、法規命令ではなく、講学上の行政規則であり、下級行政庁は原則としてこれに拘束されるものの、国民を拘束するものでも裁判所を拘束するものでもない。確かに原審の指摘するところ、通達は一般にも公開されて納税者が具体的な取引等について検討する際の指針となっていることからすれば、課税に関する納税者の信頼及び予測可能性を確保することは重要であり、通達の公表は、最高裁昭和60年（行ツ）第125号同62年10月30日第三小法廷判決・裁判集民事152号93頁にいう『公的見解』の表示に当たり、それに反する課税処分は、場合によっては、信義則違反の問題を生ぜしめるといえよう。しかし、そのことは、裁判所が通達に拘束されることを意味するわけではない。さらに、所得税基本通達59-6は、評価通達の『例により』算定するものと定めているので、相続税と譲渡所得に関する課税の性質の相違に応じた説

影響力を廃する形で分割譲渡した結果にほかならない。そのため、譲受人が取得した株式が少数株式にとどまるからといって、譲渡人が所有していた状態における資産としての株式の価値を、当該譲渡により分割された後の少数株式の状態で評価することは、前記ア(ア)で述べた譲渡所得に対する課税の趣旨に反することになるというべきである。」

以上により、本件株式譲渡直前の時点において、本件株式は、評価通達188の(1)及び(2)の株式、さらには(3)及び(4)の株式にも該当しないので、評価通達178本文、179の(1)により類似業種比準方式により評価すべきこととなる。

『その時における価額』は、譲渡の時における資産の客観的交換価値で、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）を意味するのであり、譲渡人が会社支配権を有する多数の株式を保有する場合には、当該株式は議決権行使に係る経営的支配関係を前提とした経済的価値を有するものと評価され得る一方、当該株式が分割して譲渡され、譲受人が支配権を有しない少数の株式を保有するにとどまる場合には、当該株式は配当への期待に基づく経済的価値を有するにすぎないものとして評価されることとなるから、その間の自由な取引において成立すると認められる価額は、譲渡人が譲渡前に有していた支配関係によって決定されるのか、譲渡後に譲受人が取得することになった支配関係のどちらかで決定されるのかは一概に決定することはできず、双方の会社支配の程度によって結論を異にする事柄であるというべきである。』

争点②について

「本件株式譲渡について、B社の側から見れば、B社が取得した本件株式に係るA社での議決権割合は7.88%にすぎず、評価通達188を適用すれば同項の(3)の株式に該当し、『同族株主以外の株主等が取得した株式』に該当するから、配当還元方式による評価額を譲渡対価とした本件株式譲渡が、B社にとって不合理な取引であったとはいえない。しかしながら、本件株式の譲渡人である庚の側から見れば…

替えをすることを想定しており、このような読み替えをすることは、そもそも、所得税基本通達の文理にも反しているとはいえないと考える。」

○宮崎裕子裁判官の補足意見
「所得税法適用のための通達の作成に当たり、相続税法適用のための通達を借用し、しかもその借用を具体的にどのように行うかを必ずしも個別に明記しないという所得税基本通達59-6で採られている通達作成手法には、通達の内容を分かりにくいものにしているという点において問題があるといわざるを得ない。本件は、そのような通達作成手法の問題点が顕在化した事案であったということができる。」

「税務訴訟においても、通達の文言がどのような意味内容を有するかが問題とされることはあるが、これは、通達が租税法の法規命令と同様の拘束力を有するからではなく、その通達が関連法令の趣旨目的及びその解釈によって導かれる当該法令の内容に合致しているか否かを判断するために問題とされているからにすぎない。そのような問題が生じた場合に、最も重要なことは、当該通達が法令の内容に合致しているか否かを明らかにすることである。通達の文言をいかに文理解釈したとしても、その通達が法令の内容に合致しないとなれば、通達の文理解釈に従った取扱いであることを理由としてその取扱いを適法と認めることはできない。このことからも分かるように、租税法の法令解釈において文理解釈が重要な解釈原則であるのと同じ意味で、文理解釈が通達の重要な解釈原則であるとはいえない。」

「所得税基本通達59-6の(1)は、少数株主に該当するか否かの判断の前提となる『同族株主』に該当するかどうかにつき株式を譲渡又は贈与した個人（すなわち、株式を取得した者ではなく、株式の譲渡人）の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数によると明記していることは原審判決も摘示していると

その譲渡する議決権を合わせたA社での議決権割合が15%以上となるような株主に対してこれを譲渡していれば、本件株式譲渡の譲渡対価（1株当たり75円）よりも高額の類似業種比準方式による評価額（1株当たり2505円）に相当する金額程度の対価を得られる可能性があ（った）。」本件株式を譲渡した目的は、「庚の側では…A社における経営の安定を一定程度保持しつつ、本件株式の譲渡による対価収入を減らしても、自身の相続人の相続税の負担を軽減する〔上記認定事実(イ)〕ということ以外には考え難く、譲渡対価による収益を目的とする通常の取引としての合理性には乏しいものといわざるを得ない。以上のような本件株式譲渡の経緯や実態等に鑑みると、本件株式譲渡を原告らのいう利害相反する第三者間の取引（正常な株式の売買）とみることはできず、その対価をもって本件株式の時価（客観的交換価値）ということはできない。」

上、純然たる第三者間で種々の経済性を考慮して算定された価額とは異なるということはできず、ほかに同事実を認めるに足る証拠はない。」

おりであるが、これは所得税法59条1項が譲渡所得に対する課税に関する規定であるため、同項に合致するよう評価通達に適切な修正を加える必要があるという理由から定められたものであることは明らかである。この理由は、評価通達188の(3)の少数株主の議決権の割合に言及している部分についても同様に当てはまる。なぜならば、譲渡人に課税される譲渡所得に対する所得税課税の場合には、譲渡の時までに譲渡人に生じた増加益の額の算定が問題となるのであるから、その額が、譲渡人が少数株主であったことによって影響を受けることはあり得るとしても、当該譲渡によって当該株式を取得し、当該譲渡後に当該株式を保有することとなる者が少数株主であるか否かによって影響を受けると解すべき理由はないからである。したがって、所得税法59条1項所定の『その時における価額』の算定に当たってなされる評価通達188の(3)を借用して行う少数株主か否かの判断は、当該株式を取得した株主についてではなく、当該株式を譲渡した株主について行うよう修正して同通達を当てはめるのでなければ、法令（すなわち所得税法59条1項）に適合する取扱いとはいえない。」

IV 解 説

[1] 筆者がタキゲン事件について知ったのは、2018年の控訴審判決の直後であり、知り合いの税理士から、顧問先の案件として、同様なケースについて相談を受けた時であった。本件と同様に、配当還元方式と類似業種比準方式による価額に相当乖離があり、配当還元方式で株式を譲渡しても、税法上、認められるか否かという相談であった。その税理士は、筆者の師匠が数十年前に書いた論文と、本件通達の解釈、タキ

ゲン事件控訴審判決が出たので、あくまで確認したいという程度の問合せであった。しかし、筆者の第一印象は、譲渡所得の案件につき、譲渡人のキャピタル・ゲインを評価するにつき、受贈者の持ち株割合に何の意味があるのかという違和感であり、少し研究したいということで執筆したのが、控訴審判決を批判した脚注1の「取引相場のない株式の評価」（『税理』ぎょうせい2019年2月1日号 22~30頁）である。詳しい内容については、重複を避けるが、筆者の控訴審判決への疑問は、次のとおりである。

① 取引相場のない株式については一物多価となっているが、譲渡時の時価とは、譲渡後の株式の評価の問題ではなく、譲渡時におけるその譲渡人の立場で、いくらで当該株式が売却される可能性があるかということではないか？

② 控訴審判決は、税務行政に対する納税者の信頼及び予見可能性確保の観点から、財産評価通達を法令であるかのように解釈し、読み替えルールの有無などに言及しているが、裁判所が法源でもない通達の解釈にことさら拘泥することは、本末転倒な議論であり、原則的な時価の判定という視点がおろそかにされているのではないか？

[2] 今回最高裁は、上記判決の要旨にあるとおり、筆者がはじめに感じた違和感に対する答えとして、「譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いがされるべきである。」と判示し、譲渡人のキャピタル・ゲインの測定という観点から、当該株式の時価が算定される旨判示した。

なお、本件については、庚が本件株式譲渡後の約4か月後に死亡し、相続人（配偶者）がタキゲンの株式18万3925株を相続により取得し、これを配当還元方式により1株当たり75円と評価して相続税の申告をしたところ、所轄税務署長が、本件株式は類似業種比準方式により1株当たり2292円と評価すべきであるとして相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をなしている。この処分を不服とした相続人は本件とは異なる別件訴訟を起こしている

が（東京地裁平24年（行ウ）第184号、平29・8・30判決・相続税更正処分取消等請求事件（LEX/DB 25556077））、東京地裁は（所得税事案と相続税事案の裁判官は3人ともまったく同じ人物である。）は、別件訴訟が相続税における評価の問題であることから、「課税時期において、タキゲン製造には合計して30%以上の議決権を有する株主及びその同族関係者がいないため、タキゲン製造は『同族株主のいない会社』に当たる。また、原告及びその同族関係者である親族らの有する議決権の合計割合は14.91%であり、『株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合』にも当たる。よって、本件株式は、評価通達188の(3)の株式に該当するから、『同族株主以外の株主等が取得した株式』に該当する。」として、本件株式は評価通達188-2により配当還元方式により評価すべきことになると判示した。すなわち、東京地裁は、所得税の場合と、相続税の場合の株式の評価につき、当初より、その課税の趣旨を前提に区分して判断していたことになる。

品川論文はこの点につき、「本件の各判決は、所得税法59条所定の『その時における価額』の解釈と所得税基本通達59-6及び評価通達188の適用のあり方につき、三者三様の判断を示したことになる。その中で、特に控訴審判決と上告審判決の差異は、前者が、租税法規の文理解釈的重要性を説き、それが税務通達に及ぶことから、所得税基本通達59-6の文言を重視したことに対し、後者が、譲渡所得課税の制度の趣旨を重視し所得税と相続税及び贈与税との違

いから、所得税基本通達59-6が評価通達188(1)所定の『同族株主』の判定においてのみ譲渡直前の支配関係であると定めているのはいわば例示的なものと捕え、その考え方方は同通達の(2)から(4)まで及ぶ旨判示したことにある。」^{*2}と指摘し、本件最高裁判決の意義を明らかにしている。さらに、この点を強調しているのが、上記宮崎裕子裁判官の補足意見で、「所得税法59条1項所定の『その時における価額』の算定に当たってなされる評価通達188の(3)を借用して行う少数株主か否かの判断は、当該株式を取得した株主についてではなく、当該株式を譲渡した株主について行うよう修正して同通達を当てはめるのでなければ、法令（すなわち所得税法59条1項）に適合する取扱いとはいえない。」と明言した。

[3] 次に、原審の通達に関する判示の問題である。筆者は、税務行政における通達の意義は十分認めるところであるが、通達はそもそも法源性のある法令ではなく、控訴審判決のように裁判所が法令と同格に取り扱って厳格な読み方とその適用を要請することは問題であるとすでに前掲論文で指摘した。今回、法廷意見に対する補足意見として、宇賀克也裁判官と宮崎裕子裁判官がいずれもこの問題につき触れている。と言うより、むしろ、裁判所としては通達に拘束される立場にないのであるから、この点につき触れるを得なかったと思われる。内容については、上記判決の要旨のとおりであるが、宇賀克也裁判官は、「所得税基本通達59-6は、評価通達の『例により』

*2 品川芳宣「個人が法人に非上場株式を譲渡した場合の当該株式の価額（同族株主判定の時期）」（「T&Amaster」新日本法規、No.835・2020.5.25, 20頁）

*3 渡辺徹也「個人が法人へ非上場株式を譲渡した場合のみなし譲渡課税（配当還元方式適用の可否）」（「ジャーリスト」2019年8月号（No.1535）、125頁）

算定するものと定めているので、相続税と譲渡所得に関する課税の性質の相違に応じた読み替えをすることを想定しており、このような読み替えをすることは、そもそも、所得税基本通達の文理にも反しているとはいえないと考える。」としている。ただし、渡辺徹也論文によると、第1審判決の読み替え部分は、「Y（筆者注：税務当局）の主張に沿う平成13年当時の解説書（おそらく与良秀雄ほか『新法令解釈通達解説』国税速報5309号10頁）の存在が示されているが、翌年に出版された石井敏彦ほか編・所得税基本通達逐条解説（平成14年版）573頁では、既にその部分が削除された記載となっており、現在に至っている。」^{*3}と指摘し、税務当局の強引な読み替えという印象を与える影響を考慮し、削除しているという点が興味深い。しかし、そのような税務当局の隠蔽的体質もまた問題であり、特に、本件については、両裁判官の補足意見にあるとおり、所得税法に基づく課税処分について、相続税法に関する通達の読み替えを行うという方法が、国民にとって分かりにくいことは否定できないので、より理解しやすい仕組みへ早急に改善がされることが望ましい（なお、本稿執筆時点では、まだ通達の改正が行われていない。）。

[4] 最後に、本件は東京高裁に差し戻しとなったが、差戻控訴審では、本件株式の時価が如何ほどであるかが争点となる。冒頭に紹介したとおり、筆者への相談案件も、本件も、配当還元方式と類似業種比準方式の間に相当乖離があり、本件では、75円と

月刊『税理』読者ニーズヒアリングシート【税理 年 月】

2505円のいずれか一方が時価であるとするのは無理がある。時価とは客観的交換価値であると言うのは簡単であるが、そのようなきれいな事では、この両者の乖離を説明できない。おそらく差戻審では、2505円の類似業種比準価額をもって、評価額であると判断することは想像に難くないが、それでよろしいかと問われれば、筆者も現時点で明確な答えはないのが実際である。例えば前出の渡辺徹也論文では、「もし、2つの評価法から生じる各評価額が離れ過ぎていて問題があるとするならば、通達にとらわれずに評価額を導くことも視野に入れてよいのではないか。75円と2505

円の間のどこかを時価と認定することで、双方によって不合理な結果を回避できようにも思える。」*4と指摘している。

筆者はかつていわゆる藤山判決の永江事件において、土地の鑑定評価につき、税務当局が取引事例比較法を採用し、納税者が収益還元法を主張した事件において、藤山裁判長が両者の価額を単純平均して判決を下した点に、土地評価の困難性と、「三方一両損」的判断に、どこかアイロニーを感じたが*5、いずれにしても、舞台は差戻審に移ったので、その判断が注目されるところである。

〔わたなべ・みつる〕

本誌では、「時代に即応し、読者とともに進化し続ける税務・会計総合情報誌」をめざし、皆様のニーズに合った企画をタイムリーに発信していきます。記事や情報発信方法、レイアウトの質の改善に生かすため下記アンケートにご協力賜れば幸いでございます。なお、お預かりした個人情報は、読者プレゼントの抽選・発送及び、個人を特定しない形でのマーケティングデータとして利用いたします。また、本アンケートは「編集局セレクション書籍」の抽選・発送終了後は全て破棄処分いたします。

【1】ご購入のきっかけ【どれか一つの□の中に、□を記入してください】

- 1: 気になる記事があった 2: 年間購読 3: 友人・知人からの紹介
4: その他 () / お買い上げ書店名 []

店

【2】月刊『税理』の購入頻度

- 1: はじめて 2: 年間購読 3: ときどき購入 [年 回位]

【3】月刊『税理』の今後のご購入予定について

- 1: 今後は買わない 2: 今後は稀に購入 3: 今後も買う 4: 年間購読予定

【4】特に良かった連載名 []

【5】記事について

- 1: 非常に満足 2: 満足 3: やや不満 4: 非常に不満

上記3・4の場合、ご不満点についてお聞かせください。下記の中からお選びください。

- 記事 1: 内容が実務に即していない 2: 特集などの企画テーマがタイムリーでない
3: 知りたい内容まで踏み込めていない 4: 読み物のページが少ない
5: その他 []

】

レイアウトなど

- 1: 読みにくいレイアウトがあった(文字・図表など) 2: 表紙の色やデザインが好みでない
3: 紙の手触りがよくない 4: その他 []

【6】その他、「読者はがき」で収まりきらないご意見や、より具体的に「こんな記事が読みたい! (希望する著者など)」「ここを変えて!」など、あなたの声をお聞かせください。

お名前: []
性別: 男性 女性 年齢: _____歳代
ご住所: 〒 _____

◆今回のご協力、誠にありがとうございます。

月刊『税理』編集局一同

♪ご応募はこちらから!

~「編集局セレクション書籍」プレゼント~
ご応募いただいた中から毎月抽選で3名様に編集局がセレクトした書籍をお送りいたします。

- * 1 FAX(0120-953-495)や郵送(読者はがきに住所掲載),
メール(zeiri@gyosei.co.jp)での応募でOKです!
* 2 当選者発表は発送をもってかえさせていただきます。



■個人情報の取り扱いについて

- 【利用目的】ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。
【第三者提供】お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。
【委託】利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取り扱いを委託する場合があります。
【個人情報提供の任意性】個人情報の提供はお客様の任意となります。商品のお届けなどに誤りが生じないよう正確にご記入願います。
【開示等の求めに応じる手続】利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。
【個人情報相談窓口】株式会社ぎょうせい 出版営業部 営業課 電話 03-6892-6562 受付時間 平日 9時~17時
【個人情報保護管理者】情報管理担当執行役員

* 4 渡辺・前掲*3・127頁

* 5 渡辺充『検証! 藤山税務訴訟判決』(ぎょうせい) 平20年、125頁